

## 答申書の検討

※本資料は、答申書に記載するポイントをまとめたものです。

平成 30 年 9 月 日

大牟田市長 中尾 昌弘 様

大牟田市庁舎整備検討委員会  
委員長 大森 洋子

### 大牟田市庁舎の整備手法等について（答申）【案】

平成 30 年 5 月 30 日付、公第 180 号にて諮問を受けました標記の件につきまして、下記のとおり答申いたします。

#### 記

本委員会では、建物や設備の老朽化の進行や耐震性能の不足、バリアフリーなど、大牟田市庁舎が抱える課題をふまえ、今後の庁舎整備の方向性を決めるため、整備手法等の基礎的な条件について、協議を重ねて参りました。

今後、庁舎の整備を進めるにあたっては、諸情勢の変化等にも適切に対応されるとともに、本答申を尊重していただきますようよろしくお願いいたします。

#### 1. 庁舎に求められる機能について

庁舎には、以下の機能を備えることが求められる。

- (1) 安全・安心を確保できる
  - ・耐震性能の確保
  - ・セキュリティ機能
  - ・来庁者のプライバシーの確保
- (2) 誰もが利用しやすい
  - ・バリアフリー化への対応
  - ・ユニバーサルデザインへの配慮
- (3) 効率的に市民サービスを提供できる
  - ・分かりやすく、できるだけ最小限の移動で用件を済ませることができる窓口等の配置
  - ・効率的・効果的に業務を行うことができる執務環境の確保
- (4) 地球環境にやさしい

- ・地球環境に配慮した建物・設備等の工夫
- ・省エネルギー化・省資源の推進、自然エネルギーの活用など、地球環境にやさしい機能。

(5) その他

- ・まちづくり活動や文化的活動等を支援する機能

特に「(1) 安全・安心を確保できる」「(3) 効率的に市民サービスを提供できる」については、庁舎の機能として確保することが求められる。

## 2. 整備手法（本館の取扱いを含む）について

- (1) 耐震性能を有していない新館は、建替えが望ましい。
- (2) 耐震性能を有している南別館、北別館は、当面の間、維持することが望ましい。保健所は、耐震性能を有しているものの機能性に問題があるという声もあり、委員会としての結論を出すまでには至らなかった。
- (3) 築 80 年以上経過している本館は、その取扱いについて協議した結果、「改修して、庁舎として使用する」という意見と「庁舎として使用しない」という意見に分かれた。

「庁舎として使用しない」という意見の中には、「建て替える」「庁舎以外の用途での活用を検討する」といった意見があった。

結果として、委員会としての結論を出すまでには至らなかった。

## 3. 建替えの際の建設場所について

- (1) 現在地が最も適切である。
- (2) 仮に現在地以外であれば、再編後の学校敷地や笹林公園など現在地周辺の市有地が考えられる。

## 4. その他整備手法等を決定するにあたり必要なことについて

- (1) 今後のまちづくりの方向性と整合を図ること。
- (2) 庁舎整備の検討をできるだけ速やかに進めること。
- (3) 庁舎整備に係る市民負担の抑制を図ること。
- (4) 登録有形文化財である本館については、維持や他の用途での活用の可能性を含め、検討すること。

なお、委員会の中で出された意見等については、**別紙**のとおりであり、今後、庁舎整備の検討を進める際の参考にされますようお願いします。